

令和5年度大江町新規学卒者等町内就労促進助成金交付要綱

(目的)

第1条 本町における新規学卒者等の就労促進及び町内定住の促進を図ることを目的に、大江町補助金等の適正化に関する規則（昭和56年3月23日規則第3号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で大江町新規学卒者等町内就労促進助成金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 町内で事業を営む個人事業主又は法人をいう。支店、工場等である場合を含む。
- (2) 正規の従業員 事業所が直接雇用する者で、雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定に基づく雇用保険の被保険者であり、雇用期間の定めのない雇用契約者であって、1週間の所定労働時間が30時間以上の者をいう。ただし、会社役員等を除く。
- (3) 新規学卒者等 令和2年3月から令和5年3月の間に中学校、高校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院、専修学校、公共職業能力開発施設（訓練期間が2年以上のものに限る。）等（以下「学校等」という。）を卒業した者。

(対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。ただし、公務員及び本社が町外に所在する事業所において一時的に町内の支店等の事業所に勤務することとなる者を除く。

- (1) 町内に住所を有する新規学卒者等（雇用された日から3か月以内に町内に住所を移した場合も対象とする。なお、転勤や研修等、会社の都合上やむを得ない理由により、町内から転出した場合は、就労開始から3年以内に再び町内に転入する予定の者も含む。）で、卒業した月の翌月から起算して3年以内に事業所に正規の従業員として就職した者。
- (2) 就業場所が町内であること。ただし、本社が町内に所在する事業所の場合、就業場所が町外となる場合を含む。
- (3) 令和5年10月1日時点で、就労を開始してから6か月を経過している者で、同一の事業所に引続き就労する予定の者。
- (4) 令和2年度以前において大江町雇用促進助成金を受給していない者又は令和4年度以前において大江町新規学卒者等町内就労促進助成金を受給していない者。
- (5) 町税等を完納している者。
- (6) 申請者が未成年者の場合は、親権者の同意がある者。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、1人当たり100,000円とする。

(交付申請及び実績報告)

第5条 助成金の交付を受けようとする対象者(以下「交付申請者」という。)は、次の書類を町長に提出するものとする。ただし、申請期間は令和5年10月2日から令和5年10月31日の約1か月間とする。

- (1) 交付申請書兼実績報告書(様式第1号)
- (2) 雇用契約内容が分かる書類(雇用通知書又は労働条件通知書の写し等)
- (3) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し(雇用保険に加入していない場合は、事業所から給与が支払われていることが確認できる書類(給与明細書等))
- (4) 卒業証書の写し又は卒業証明書
- (5) 住所が確認できる書類(住民票又は免許証の写し等)
- (6) 勤務状況が確認できる書類(出勤簿の写し等)
- (7) その他町長が必要と認める書類

(交付決定及び額の確定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適合すると認めるときは、すみやかに助成金の交付決定及び額の確定を行い、交付申請者に通知し、令和5年12月に助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第7条 町長は、助成金の交付の決定を受けた対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、助成金の交付決定を取り消し、当該取り消しに係る助成金の返還を命じるものとする。

- (1) 偽り或其他不正な手段により助成金を受けたとき。
- (2) その他この要綱の規定に違反したとき。

(注意事項)

第8条 同一の対象者に対する、本事業に基づく助成金の交付は1回を限度とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。